

日本卓球協会ルールおよび競技ルール改定・実施の基本ルール及び競技ルール

平成 24 年 4 月 1 日改訂・実施概要

(誤植訂正や改訂が大意に影響の少ないものは省略してあります。)

改訂項目	改訂・変更の主旨と解説
<p>第 2 章 競技ルール</p> <p>2.2.4 ラケットコントロール</p> <p><u>2.2.4.10</u> 4年の間にラケットコントロール検査による失格が4回目となった場合、その競技者は、当該種目において最後まで競技を続けることはできるが、後でJTТАによって12ヶ月間の出場停止処分とされる。</p> <p><u>2.2.4.10.1</u> JTТАは、その出場停止処分を受ける競技者に文書でその旨を知らせるものとする。</p> <p><u>2.2.4.11</u> JTТАが主催する大会では、ラケットコントロールで不合格となったすべての事項を記録表[記録簿]に記入するものとする。</p> <p>2.2.5 広告</p> <p>2.2.5.6 テーブルの天板の半分のサイドに1ヶ所及びエンドに1ヶ所、一時的な広告を付けることができるが、それらは恒久的な広告と明らかに離れていなければならない。それぞれの長さの合計は60cm以下でなければならない。他の卓球用具メーカーの広告であってはならない。また、<u>テーブルの製造業者やメーカーの広告やロゴを天板を支える脚や台に付けることはできない。</u></p> <p>2.3.2 主審、副審、ストロークカウンター</p> <p>2.3.2.3.2 [2.4.2.1.1-4]の規定により、ボールを1つ選択する。</p> <p>2.4.2 用具</p> <p><u>2.4.2.1.4</u> 複数メーカーのボールが用意されている場合には、[2.4.2.1]の規定にかかわらずボールのメーカー選択を行なう。</p> <p><u>2.4.2.1.4.1</u> 個人戦において、対戦する双方の競技者または組が選択したボールのメーカーが相違するときは、主審は使用するボールのメーカーを決めるためにくじ(拳)を実施する。</p> <p><u>2.4.2.1.4.2</u> 団体戦において、対戦する双方のチームが選択したボールのメーカーが相違するとき、また対戦する競技者または組ごとにボールのメーカーを選択する場合には、主審は使用するボールのメーカーを決めるためにくじ(拳)を実施する。</p>	<p>※ラケットコントロールで失格となった競技者に対するの処置。</p> <p>※ラケットコントロールで失格となった競技者に対するの処置。</p> <p>※ラケットコントロールで失格となった競技者の記録の保存。</p> <p>※ テーブルの天板およびテーブルの脚、台に対する広告について明確化。</p> <p>※主審のボール選択に対する手順の明記。</p> <p>※これまで、競技者が複数メーカーのボールを選択した時の手順を、個人戦、団体戦について明記。</p>

<p><u>2.4.2.1.4.3</u> マッチ中にボールを交換しなければならない場合は、使用されていたボールと同じメーカーのボールと交換しなければならない。</p> <p>2.4.2.2 ラケット本体を覆うラバーは、その摩擦特性、外見、色、構造、表面等の競技性能に、物理的、化学的その他の処理による変化、修正を与えることなしに、<u>JITAあるいはITTFに公認された状態で使用されなければならない。また、特に添加物は使用できない。</u></p> <p><u>2.4.2.3</u> ラケットは、ラケットコントロール検査のすべての規定条件を満たすものとする。</p>	<p>※ラバーの使用状態がそのラバーが公認された状態での使用を義務付。</p>
---	---

詳細は日本卓球ルールブック2013(平成25年度版) 公益財団法人 日本卓球協会 を参照して下さい。

ラージボール卓球ルール

(「新卓球(ラージボール)ルール」は、「ラージボール卓球ルール」と名称を改めた。)

(誤植訂正や改訂が大意に影響の少ないものは省略してあります。)

改訂項目	改訂・変更の主旨と解説
<p>第2章 基本ルール</p> <p>第5条</p> <p>4 <u>ラケット本体を覆っているラバーの表面、あるいは被覆されていない本体の表面は無光沢で、片方は明るい赤、他方は黒でなければならない。</u></p> <p>第7条</p> <p>2 次にサーバーは、ボールに回転を与えることなく、ボールがフリーハンドの手のひらから離れた後、打球される前になにもものにも触れずに落下するように、ボールをほぼ垂直に投げ上げなければならない。投げ上げる高さは任意とするが、<u>落下するのを確認出来る高さとする。</u></p>	<p>※日本卓球ルール 1.4.6 を挿入し、「ラケット両面にラバーを貼る場合のラバー配色条件」を削除し、赤と黒とする。</p> <p>※これまで木質部分は着色しなくても良かったが、ラバーの色と異なるよう、赤または黒に着色することになる。</p> <p>※サービスのトスの高さを明確にした。</p>

平成 25 年 4 月 1 日改訂・実施概要

(誤植訂正や改訂が大意に影響の少ないものは省略してあります。)

改訂項目	改訂・変更の主旨と解説
<p>第 2 章 競技ルール</p> <p>2.2.4 ラケットコントロール</p> <p>2.2.4.7 ラケットコントロール検査は、通常マッチ前に行われる<u>ものとする。準々決勝の前までは無作為に行われるが、準々決勝以降では、個人戦における全てのマッチ、及び全ての団体戦における指定された個々のマッチに<u>対して行われる。但し、競技者がマッチ前検査にラケットを提出しなかった場合にはマッチ終了後に行われる。</u></u></p> <p>2.2.4.8 マッチ前のラケットコントロール検査に合格しなかったラケットは、<u>そのマッチでは使用できないので、別のラケットを使用しなければならない。その使用したラケットはマッチ終了後に検査されることになるが、もしマッチ後のラケットコントロール検査に合格しなかった場合、そのラケットを使用した競技者にペナルティーが科せられる。</u></p> <p>2.2.5 広告</p> <p>2.2.5.3 フェンスの内側のレタリング及びシンボルマークに使用する色は、<u>使用するボールの色と明らかに違う色であり、2種類までの色とするが、フェンスの地色より僅かに濃いか薄い色で描かれていることが望ましい。またレタリングやシンボルマークは、縦の長さが40cm以下でなければならない。</u></p> <p>2.2.5.4 床につけるマーキングの色は、<u>使用するボールの色と明らかに違う色とし、背景色より僅かに濃いか薄い色が望ましい。</u></p> <p>2.2.5.6 <u>テーブル天板の各半面の各側面に1ヶ所ずつ及び各エンド面に1ヶ所ずつ、製造業者やメーカーの名前やロゴの恒久的な広告と、それ以外に一時的な広告を付けることができるが、それぞれの広告の長さの合計は60cm以下でなければならない。一時的な広告は、恒久的な広告とは明らかに離れた位置に付けるものとし、他の卓球用具メーカーの広告であってはならない。また、テーブルの製造業者やメーカーが大会のタイトルスポンサーである場合を除いて、テーブルの製造業者やメーカーの広告やロゴ、及びテーブルの名前や製造業者やメーカーの名前を天板を支える脚や台に付けることはできない。</u></p>	<p>※準決勝前、準決勝以降のラケットコントロールのマッチ前あるいは後の手順の変更。</p> <p>※ラケットコントロールに合格しなかった場合のラケットおよび競技者の処置について。</p> <p>※フェンスの広告についてレタリング、シンボルマークの色の明確化。</p> <p>※テーブル天板、テーブルの脚、台への製造業者、メーカーまたその他の用具メーカーに対して、広告の付け方の明確化。</p>